

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における35人学級の実施について

標記の件について、下記のとおり東京都教育委員会から令和7年6月12日付けで通知がありましたので報告いたします。

なお、町田市教育委員会においては、東京都の学級編制基準に準じて、引き続き適切に学級編制を行ってまいります。

記

【別添資料】

- ・ 7教地義第469号「東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における35人学級の実施について(通知)」

【通知内容】

- ・ 令和8年度から段階的に、中学校等において35人学級を実施
- ・ 令和8年4月1日からの実施に向け、令和7年度末に学級編制基準を改正予定

7 教地義第 4 6 9 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂本 雅彦
(公印省略)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
における 3 5 人学級の実施について (通知)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程 (以下「中学校等」という。) における 3 5 人学級の実施について、下記のとおり通知いたします。

区市町村教育委員会におかれましては、貴管下の中学校等の学級編制を適正に行うようお願いいたします。

記

1 実施内容

令和 8 年度から段階的に、中学校等において 3 5 人学級を実施

実施年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施学年	中 1	中 2	中 3

2 今後の予定

令和 8 年 4 月 1 日からの実施に向け、令和 7 年度末に学級編制基準を改正予定

【担当】

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課
0 3 - 5 3 2 0 - 6 7 5 2